

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰規程

平成24年6月11日 制定

平成25年5月27日一部改正

平成26年5月12日一部改正

平成27年4月28日一部改正

公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が、トラック運送事業において先進的で創意・工夫等のある取組により他のものの模範となりえるような事業に対する顕彰（以下「顕彰」という。）に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「経営者等」とは、

- (1) 都道府県トラック協会（以下「都道府県ト協」という。）の青年組織に所属する経営者及び事業継承者
- (2) 上記（1）で規定する複数の者で構成する団体（以下「団体」という）

(顕彰候補対象事業)

第3条 顕彰の対象となる事業は、経営者等が実施した、または今後実施する、主に以下の取組みに該当する事業である。

- (1) 収益性向上事業
- (2) 安全対策事業
- (3) 環境対策事業
- (4) 社会貢献事業
- (5) その他（特に本目的に沿った事業）

上記（1）～（5）の事業については、既に実施したもののほか、今後実施予定のアイデア、企画等でも申請できるものとする。

(審査委員会の構成)

第4条 「審査委員会」は経営改善・情報化委員会の中に設置することとし、トラック輸送振興顕彰運営委員の代表者、経営改善委員会正副委員長等により構成する。

なお、審査委員会は申請締め切り後、速やかに開催する。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、顕彰金とする。

(費用)

第6条 この顕彰事業の執行に要する費用は、次のとおりとする。

1 事業への顕彰額は100万円。最大5事業を対象とし、顕彰総額は500万円とする。

(顕彰候補者の要件)

第7条 顕彰の対象となる経営者等は、申請日前1年間及び申請日以降交付決定までの間に貨物自動車運送事業法及び道路運送法等関係法令の悪質と認められる違反がないものとする。

2 顕彰候補者が申請する事業は、トラック協会以外の助成金を受けない事業とする。

(顕彰候補者の申請期間)

第8条 顕彰候補者の申請期間は以下の通りとし、締め切り日までに全ト協に到着したものとする。

平成27年6月1日 ～ 平成27年10月31日

(顕彰候補者の申請)

第9条 顕彰候補者は、本顕彰を受けようとするときは、あらかじめ様式1の「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る申請書」を、都道府県ト協に提出しなければならない。

2 都道府県ト協は申請書類の不備等を確認し、様式2「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る申請書」により、速やかに全ト協へ提出しなければならない。

(顕彰の決定)

第10条 全ト協は、前条による申請の提出があったときには、「審査委員会」に審査を諮り、事業認定されたとき又は不相当と認めるときは、様式3の「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰に係る結果通知書」により都道府県ト協ならびに顕彰候補者に通知する。

なお審査を諮るにあたり、全ト協は顕彰候補者に対して事前調査または事業概要の説明を求めることができる。

2 全ト協は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができることとする。

(顕彰金交付)

第11条 全ト協は、前条により顕彰の決定がなされたものには、都道府県ト協又は顕彰候補者に対して、原則として、顕彰交付決定日の翌月末までに顕彰金を交付することとする。

2 全ト協から都道府県ト協に顕彰金が交付された場合には、交付された顕彰金を顕彰候補者に交付することとする。

(公表等)

第12条 顕彰認定事業者は、前条の報告に基づき、事業内容及び事業結果等を全ト協ホームページ、機関誌、(公社)全日本トラック協会青年部会全国大会等において公表することとする。

2 顕彰認定事業者は、前条の報告に基づき全ト協から視察等の要請があった場合には、協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、顕彰金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成 24 年 6 月 1 1 日)

第 1 条 本規程は平成 2 4 年 6 月 1 1 日より適用する。

(附則) (平成 25 年 5 月 2 7 日)

第 1 条 本規程は平成 2 5 年 5 月 2 7 日より適用する。

(附則) (平成 26 年 5 月 1 2 日)

第 1 条 本規程は平成 2 6 年 5 月 1 2 日より適用する。

(附則) (平成 27 年 4 月 2 8 日)

第 1 条 本規程は平成 2 7 年 4 月 2 8 日より適用する。